

平成 20 年

赤平市議会第 2 回定例会会議録（第 3 日）

6 月 13 日（金曜日）午前 10 時 00 分 開 議
午後 1 時 50 分 閉 会

○議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 一般質問
5. 穴 戸 忠 議員
- 日程第 4 議案第 113 号 赤平市税条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 5 議案第 114 号 赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の制定についての委員長報告
- 日程第 6 議案第 115 号 赤平市国民健康保険条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 7 議案第 116 号 赤平市介護サービス事業条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 8 議案第 117 号 赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 9 議案第 118 号 平成 20 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 10 議案第 119 号 平成 20 年度赤平市病院事業会計補正予算
- 日程第 11 議案第 120 号 財産の処分について
- 日程第 12 議案第 121 号 平成 20 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 13 議案第 122 号 農業委員の推薦について
- 日程第 14 調査第 6 号 遊休教育施設の活用について

- 日程第 15 意見書案第 37 号 2009 年度国家予算編成における義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書
- 日程第 16 意見書案第 38 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第 17 意見書案第 39 号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書
- 日程第 18 意見書案第 40 号 「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書
- 日程第 19 意見書案第 41 号 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書
- 日程第 20 意見書案第 42 号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書
- 日程第 21 意見書案第 43 号 日本映画への字幕付与を求める意見書
- 日程第 22 意見書案第 44 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書
- 日程第 23 意見書案第 45 号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する意見書
- 日程第 24 意見書案第 46 号 温室効果ガス削減第一期目標達成と中期目標設定に関する意見書
- 日程第 25 意見書案第 47 号 3 年後のアナログ放送停止に関する意見書
- 日程第 26 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について

- 日程第 2 7 閉会中継続審査の議決について
 追加日程第 1 議案第 1 2 0 号 財産の処分について
 の委員長報告
 追加日程第 2 議案第 1 2 1 号 平成 2 0 年度
 赤平市一般会計補正予算の委員
 長報告

- 日程第 1 5 意見書案第 37 号 2 0 0 9 年度国
 家予算編成における義務教育費無
 償、義務教育費国庫負担制度の堅
 持と負担率 2 分の 1 復元等教育予
 算の確保・拡充を求める意見書
 日程第 1 6 意見書案第 38 号 地方財政の充実
 ・強化を求める意見書

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 諸般の報告
 日程第 3 一般質問
 5. 穴 戸 忠 議員
 日程第 4 議案第 1 1 3 号 赤平市税条例の
 一部改正についての委員長報告
 日程第 5 議案第 1 1 4 号 赤平市ふるさと
 ガンバレ応援寄附条例の制定につ
 いての委員長報告
 日程第 6 議案第 1 1 5 号 赤平市国民健康
 保険条例の一部改正についての委
 員長報告
 日程第 7 議案第 1 1 6 号 赤平市介護サー
 ビス事業条例の一部改正について
 の委員長報告
 日程第 8 議案第 1 1 7 号 赤平市建築確認
 等申請手数料徴収条例の一部改正
 についての委員長報告
 日程第 9 議案第 1 1 8 号 平成 2 0 年度赤
 平市一般会計補正予算
 日程第 1 0 議案第 1 1 9 号 平成 2 0 年度赤
 平市病院事業会計補正予算
 日程第 1 1 議案第 1 2 0 号 財産の処分につ
 いて
 日程第 1 2 議案第 1 2 1 号 平成 2 0 年度赤
 平市一般会計補正予算
 日程第 1 3 議案第 1 2 2 号 農業委員の推薦
 について
 日程第 1 4 調査第 6 号 遊休教育施設の
 活用について

- 日程第 1 7 意見書案第 39 号 北海道地域最低
 賃金の大幅な改善を求める意見書
 日程第 1 8 意見書案第 40 号 「クールアース
 ・デー」(地球温暖化防止の日)
 の創設等を求める意見書
 日程第 1 9 意見書案第 41 号 子宮頸がん予防
 ワクチンに関する意見書
 日程第 2 0 意見書案第 42 号 携帯電話リサイ
 クルの推進を求める意見書
 日程第 2 1 意見書案第 43 号 日本映画への字
 幕付与を求める意見書
 日程第 2 2 意見書案第 44 号 国による公的森
 林整備の推進と国有林野事業の健
 全化を求める意見書
 日程第 2 3 意見書案第 45 号 勤労貧困層の解
 消に向けた社会的セーフティネッ
 トの再構築に関する意見書
 日程第 2 4 意見書案第 46 号 温室効果ガス削
 減第一期目標達成と中期目標設定
 に関する意見書
 日程第 2 5 意見書案第 47 号 3 年後のアナロ
 グ放送停止に関する意見書
 日程第 2 6 請願、陳情に関する閉会中審査の
 議決について
 日程第 2 7 閉会中継続審査の議決について
 追加日程第 1 議案第 1 2 0 号 財産の処分につ
 いての委員長報告
 追加日程第 2 議案第 1 2 1 号 平成 2 0 年度
 赤平市一般会計補正予算の委員
 長報告

順序	議席番号	氏名	件名
5	4	宍戸 忠	1. 財政問題について 2. 市立病院の再編問題について 3. 後期高齢者医療問題について 4. 介護制度問題について 5. ごみ問題について 6. 食と農業と温暖化について

○出席議員 10名

- 1番 五十嵐 美知 君
- 2番 若山 武信 君
- 3番 谷田部 芳征 君
- 4番 宍戸 忠 君
- 5番 林 喜代子 君
- 6番 北市 勲 君
- 7番 太田 常美 君
- 8番 植村 真美 君
- 9番 獅畑 輝明 君
- 10番 鎌田 恒彰 君

○欠席議員 0名

○説明員

- 市長 高尾 弘明 君
- 教育委員会委員長 田口 敏弘 君
- 監査委員 小椋 克己 君
- 選挙管理委員会委員長 壽崎 光吉 君
- 農業委員会会長 野村 繁 君

-
- 副市長 浅水 忠男 君
 - 理事 三上 和巳 君

- 総務課長 町田 秀一 君
- 企画財政課長 伊藤 寿雄 君
- 税務課長 吉村 春義 君
- 市民生活課長 栗山 滋之 君
- 社会福祉課長 伊藤 嘉悦 君
- 介護健康推進課長 實吉 俊介 君
- 産業課長 菊島 美時 君
- 建設課長 熊谷 敦 君
- 上下水道課長 横岡 孝一 君
- 会計管理者 下村 信磁 君
- 消防長 中村 高庸 君
- 市立赤平総合病院事務長 斉藤 幸英 君

-
- 教育委員会 教育長 渡邊 敏雄 君

- " 教育課長 相原 弘幸 君

-
- 監査事務局長 保田 隆二 君

-
- 選挙管理委員会 町田 秀一 君
 - 事務局長

-
- 農業委員会 菊島 美時 君
 - 事務局長

○本会議事務従事者

- 議会事務局長 大橋 一 君

- " 総務議事担当主幹 野呂 律子 君

- " 総務議事係長 渡邊 敏一 君

(午前10時00分 開 議)

○議長(鎌田恒彰君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、7番太田常美君、8番植村真美さんを指名いたします。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第2号でございますが、市長から送付を受けた事件は2件であります。

委員長から送付を受けた事件は、5件であります。

委員長から新たに閉会中の審査の議決を求めるため申し出のあった事件は、1件であります。

議員から送付を受けた事件は、12件であります。

委員長から閉会中継続審査の議決を求めるため申し出のあった事件は、4件であります。

次に、本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序5、1、財政問題について、2、市立病院の再編問題について、3、後期高齢者医療問題について、4、介護制度問題について、5、ごみ問題について、6、食と農業と温暖化について、議席番号4番、宍戸忠君。

○4番(宍戸忠君) [登壇] 通告により一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

1、財政問題について。①、平成20年度再生団体回避の現在の状況について。平成20年度国の社会保障2,200億円の削減、6年間約10億円地方交付税のカットなど国の責任と義務を放棄して最も厳しい財政状況の中で、当市の平成20年単年度予算執行が2カ月間経過して、財政健全化法、4つの指標、連結赤字比率の進捗状況と、見通しに困難や問題は生じていないかお伺いします。4月からの生活物価値上がりによる住民の命、暮らしが厳しく市内経済状況悪化の中、税などの収納状況は困難にならないか、また住民の命、暮らしを守る地方自治の基本の仕事、福祉、医療、教育について現状維持に支障を来さないかお伺いいたします。

②、万一再生団体突入かるときについて。新年度連結決算赤字比率39.22%、2カ月経過して、まさに綱渡りではないかと思えます。再生団体の回避のためにふるさと広域圏基金、備荒資金取り崩しは可能か、市立病院の透析施設運営の黒字見通しの信頼性がどこまであるのか具体的にお伺いいたします。

③、財政健全化目指す国民健康保険について。小泉、安倍、福田自民、公明政府の構造改革路線が住民の暮らしを直撃をしています。4月に入って急激な生活物価の値上げ、これが年金生活者、そして自営業者、タクシー運転手などから、国保税徴収員が月に何度も集金に来てもらっているけれども、大変助かっています。しかし、売上げがないときは帰ってもらっているなど、さらに6月に入っても一段と厳しい市民生活が続いているのではないかと思います。当市では、赤字の御三家の1つ、約10億円の赤字解消のために国民健康保険健全化のために努力しているものの、国保税、高く払えない、払いたくても払えないという市民がふえるのではないかと。そのための歳入不足や、ペナルティー93%以下の収納不安、国保税歳入見込みの進捗状況をお伺いいたします。また、住民の命、健康を守るために憲法25条の理念、国保法第1条、4条の国の義務規定、国庫負担義務化による1984年の国庫支出金の割合49.8%に戻すことなど市長会などで強く要望すること、

以上についてお考えをお伺いいたします。

大綱2、市立病院再編問題について。①、国による公立病院の再編問題について。自公政府の公立病院改革ガイドラインの問題点として、総務省の3つの視点、1、経営効率化、2、病院機能の再編とネットワーク化、3、経営形態の見直しを08年度中に具体的計画策定、検討、協議、スケジュール、方向性を提示させるものとなっていることではありませんか。これは県立、市町村立、自治体組合立の自治体病院の再編、縮小、廃止を推進し、国と地方の財政支出を減らす改革を目指すものではないか。深刻な医師不足、患者負担増を進め、地域医療の危機的状況の中で、住民は地域医療を支え、命、健康を守る、かけがえのない役割を果たしている自治体病院の改善、充実を強く要望しています。ガイドラインは、1つには自治体病院などの公的医療機関の役割を採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療の提供のみに限定することや、2つ目には真に必要な公立病院について医療従事者の集約化と病院経営効率化を図ることを挙げ、独立採算制を原則として一般会計から赤字補てんを制限することなど、改革は病院数、病床数減らし、財政収支面だけの観点で計画させるものになっているのではないかと。医療格差の是正、医師、看護師不足解決策、高齢化の地域医療対策の観点は全くないのではないかと思います。

②、総務省再編ネットワーク化について。モデルケース、山形県置賜地域の機能縮小された医療機関は深刻な経営悪化、患者が殺到した拠点病院の医療も向上せず、地元自治体議会は当初計画どおりの医療機能充実と医師確保を求める決議が採択される事態となっています。道は、医療対策協議会のうち自治体病院等広域化検討分科会で広域化、連携構想素案を3点発表しました。住民意見募集、2つ目には市町村長など地域保健医療協議会での検討、3つ目に道議会等での議論を経て、12月18日、自治体病院等広域化、連携構想案、07年度内に決定、各医療機関で具体的再編計画を策定する日程で進められてい

ます。38病院の診療所化、旧市立病院の縮小を提示、パブリックコメントは不安と関心の高まりを反映。大久保正彦北大名誉教授は、結論として実際には地域医療の破壊、地域住民の生存、生活を脅かす事態をもたらすもの、憲法25条、生活権を踏みにじるものであり、とても容認できない、経営の健全化は国や道の財政支援を中心に考えるべきであって、住民の犠牲の上に進めようとするのは誤りであると指摘しています。緊急避難的に当面の集約化、重点化の必要性が生じた場合でも、地域医療のあり方を住民、医療関係者がしっかり議論し、合意の上で進めることが必要ではないか。そして、地域の実情に応じた医師数、医療提供を確保することを目標にすることが大事ではないかと思えます。

6月8日、赤平市立病院とまちづくり市民の会は東北大学教授、日野秀逸博士の講演会を市民レベルで開催、医療は財政ある、なしでなく、必要なものは出し、市民とともに信頼の病院、医療を守ることなどと聞きました。市立病院縮小の次は診療所化の不安をなくすために、行政、議会と市民が力を合わせ、100年の歴史の上に立って、市立病院とおらがまち構築へしっかりした分析の上に、道や国に対して次の3点が必要と思えます。1、次年度の道からの低利の一時借り入れ。2、医師、看護師確保。3、整形外科医師固定化への要望をすること。住民のための、住民による、住民の市立病院と、まちづくりの基本の柱が必要でないかと思えます。

大綱3、後期高齢者医療問題について。①、4月制度発足して、今日の状況について。昨年参議院選挙は、自民、公明与党は国民の審判を受け、敗北、野党が多数を占めました。国民の要求が一步前進したことでないかと思えます。特に高齢者の怒りが今でも渦巻いています。うば捨て山は許さない。高齢者医療費削減先にありきとして国保から離脱されて不安の赤平市民約100人から問い合わせがあったと聞いていますが、少ない年金から命の天引き、差別医療、受診制限、医療費負担増、保険料値上げ天井知らずになるもので、国は後期高齢者保険料は国保

より七、八割が安くなると宣伝、市内の女性Bさん、安くなるから、男性Cさん、保険料安くなるからよかったですと思いましたと聞いたといひます。国と同じように説明して、結果的に後期高齢者医療制度に誘導していることになっていないか。

厚生労働省調査は、市区町村ごとの国保税と後期高齢者医療制度保険料をモデル世帯に当てはめて計算、比較したものでは、1、計算方式は国保料の資産割を前提としているために土地や建物のない高齢者の保険料が実際より高額になる、2、モデルに設定した世帯構成から最も負担増となる、ともに75歳以上の夫婦と子供夫婦などの世帯構成をあらかじめ除外しているという2つの大問題があります。当市では19年度比20年度国保、三角の21.61%、介護、三角の4.39%、支援費が6,700万ほど、計、三角の0.03、この数字でいくと、保険料は減になりますが、75歳以上の見込みとなりました。高齢化が進み、2年ごとに改定保険税は当然値上げ、負担増になり、団塊世代には約4倍になることではありませんでしょうか。

②、保険料徴収について。年金1万5,000円以上を現役のほか全世帯からも負担と、有無なしに天引き。平成20年3月に亡くなられた方からも徴収し、後から返還するというもの、保険料決定後チェックできない不備。75歳以上夫婦、75歳未満の配偶者、この方は新たに国保税負担、被扶養者は一時免除、70歳から74歳まで2割を延期。政府は、低所得者9割軽減見直しでは財政対策を示さず、さらに保険料負担増になるのではないかと思います。担当の現場では、見通しの展望もない中で国の言うまま困難、煩雑業務を遂行することになる。横浜市は10月から施行としています、東北大、日野秀逸博士の講演の中で。住民の安心、安全の行政執行のために、現在、将来の問題としてもチェックして、意見を上げることが必要ではないかと思います。

③、法成立2年経過の今日、不備、不足状態について。高齢者などから不満の声が上がれば、さらに検討するというもの、このような不備が日々発生し

ている中、データを送る自治体がチェックすべきことはないのかどうか。5月18日、民放テレビで共産党の小池晃参議院議員の質問で、慌てて5月15日から19日までの5日間のみ締め切りで、全国自治体に保険料変化の調査通知したのであります。これは、制度開始以来にやるべきことと批判しています。野党から指摘されてからやる無責任。舛添要一厚生労働大臣は、当初七、八割の人が保険料は下がると宣伝。正確にはわからない、各自治体によっても違ふと答弁、事実上撤回していました。これまで保険料の下がる人の割合の調査を行っていないと答弁。要は、国が下がると言っているから、当市も下がると説明してきたのではないか。

④、原点の調査は行政の基本であり、常に深い分析で対応することが大事ではないか。自公政府の財政削減先にありきの制度が上意下達では、住民の命、健康を守れないのではないか。堤修三氏、大阪大学教授は、制度の独立型をやめ、皆保険で、うば捨て山確実と語っています。手直し続く新制度、矛盾と困難深まるばかり。自治体は安心、安全の高齢者医療のために、行政能力を高めることが今こそ必要ではないかと思ひます。このような状況の中で中止、撤回、見直しすべきと考えますが、ご見解をお伺ひしたいと思ひます。

大綱4、介護制度問題について。①、介護給付の異常な抑制について。舛添要一厚生労働大臣、財務省案に、乱暴に数字を出すのはひどい話、問題提起すると述べました。共産党参議院議員の小池晃氏は政府の5月13日の財政制度等審議会に財務省が提示した抑制案が、要介護2以下の人を給付対象外とする。軽度を外し、2兆円削減、給付見直し、財務省試案。軽度の負担増検討、3つの試案、介護保険の給付抑制による国庫負担など削減額、財務省試案、1、要介護2以下を介護保険対象外とした場合約2兆900億円、2、要介護2以下の生活援助のみの場合の給付を介護保険の対象外にした場合約1,100億円、3、要介護2以下の自己負担割合を1割から2割に引き上げた場合約2,300億円、財政制度等審議

会への提出資料から作成、削減額は年間分となっています。この財務省の試案では、当市の軽度要介護2以下の洗濯、掃除など生活援助のみ利用者の暮らしは悲惨、深刻な事態が想定されるのではないかとありますが、この点についてお伺いいたします。小池氏は、まさに保険あって介護なし、これは日本の高齢者介護は根底から破壊されてしまうとただしています。

②、行き過ぎたヘルパーなど雇用抑制について。介護労働悪化も深刻化されています。小池氏は、予算措置を伴う助成金事業、介護基盤人材確保助成事業、06年度63億円から今年度26億円に大幅削減を指摘、これでどうして雇用環境が改善するのかと迫っています。舛添厚生労働大臣は、全体的な予算の抑制の中でできることはやっているが、限界に来ていると答弁。小池氏は、介護報酬の引き上げ、公費の直接投入の必要性を重ねて求めています。当市の介護ヘルパーの労働条件悪化のために不足を来していないか、このために介護抑制になっていないかをお伺いします。当市の介護者に対するヘルパーの必要数、現在員数、充足度、施設入所数、介護在宅の資料を要求いたします。

大綱5、ごみ問題について。①、広域焼却施設の今後について。平成20年度エコバレー焼却施設、負担25%、約500万円、2年後には58%の約1,800万円負担増の見込みとされています。これが受け入れられなければ、撤退かと言われているようですが、ご見解をお伺いいたします。

②、将来歳出増の広域組合焼却施設から単独で焼却施設を考える必要性について。各自治体が単独施設との議論があるようですが、当市における将来の人口、まちづくり展望としての検討が必要ではないか。ごみ減量、分別、リサイクル大作戦はもちろん、ごみは資源の立場に立って。家庭生ごみは、約4割と言われている。生ごみ堆肥化、生ごみ処理機のあっせん、家庭菜園や野菜農家、園芸業者など健康野菜生産へ発展させ、行政、住民の経費節減にならないかご見解をお伺いします。

3、自治体単独でごみ焼却施設について。視察いたしました幌加内町、人口1,800人、最高時1万2,000人、主な産業、酪農、養豚業が1カ所などの町役場、池田和隆住民課長さんほか担当者の説明では、平成19年11月稼働開始、焼却週4回、900度の空気抑制ガス化式で、現在の最終処分、埋め立てが人口減の中でごみ量は横ばいだ、このままでは困難だとの見込みから中間処理施設整備が必要不可欠となったのでありますと言っています。年間200トン、200日稼働、電気料月12万円、灯油1日138リットル、これは値上げが心配だと言っています。無煙、近隣草地、樹木に影響なし、焼却灰の飛散抑制処理機の自主開発など焼却施設現場責任者、キノシタトシオさんの説明でした。当市としても先進地に学び、知恵を出し合って、今後単独施設整備検討の必要があるのでないか、お伺いをいたします。

大綱6、食と農業、温暖化について。1、安全食料と農業基盤安定について。日本の農業は、新たに深刻な危機に直面しています。我が国の食料自給率は世界の先進国に類のない水準にまで低落し、自給率は世界でも異常な39%にまで低下してしまいました。日本を除く先進11カ国の平均は103%です、農水省の資料。耕作放棄を余儀なくされ、農地は全耕地の1割近くにも達し、農業に携わる人45%の70歳以上の高齢化が進行しています。しかも、農産物の価格は暴落を続け、政府がモデルとしている大規模農家でさえもやっていけないのが現状と言えます。日本農業の困難をつくり出したのは、戦後の歴代自民党政権による農政であります。自民党農政の大きな罪は、食料輸入自由化路線のもと国内生産を縮小し、アメリカや財界、大企業の言いなりに国民の食料を際限なく海外に依存する政策をとり続けてきたことではないでしょうか。そこで、自治体としては、①、食料自給率向上を国政の柱に据え、50%台回復を最優先課題とすること、2、持続可能な農業経営の実現を目指し、価格保証や所得補償制度を抜本的に充実することを国に強く要望することが必要でないかと思えます。また、自治体としても農家の経営

実態にふさわしい、持続可能な多面的支援の努力が必要でないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

2、地産地消が地球を冷やすという食健連の国際フォーラムについて。家族農業と地産地消や産直で、危機にある地球を冷やそう。6月1日、東京都内で開かれた国際フォーラムでは、多彩な視点から地球温暖化と食料危機の解決方向が話し合われました。報告書は、ノーベル平和賞受賞団体IPCC、気候変動に関する政府間パネルの有カメンバーの一人、西岡秀三氏、国立環境研究所特別研究員、地球温暖化ガス半減を実現できるかどうかの岐路に立っていると強調、大量生産、消費から地産地消などへの転換を呼びかけ、人間が起こした温暖化は人間が支えることができると訴えています。インドネシアの国際的農民組織代表、ヘンリー・サラギ氏は、英国紙が選んだ地球を救う50人の一人です。パーム油など食料をバイオ燃料にする多国籍企業が森林を伐採し、輸送のために大量の化石燃料を使う一方で、農民と都市生活者に飢餓が広がっていると告発しています。持続可能な家族農業に置き換え、自国の農業政策を決める権利、食料主権の運動に連帯を広げようと訴えています。日本から真嶋良孝農民連副会長さんは、穀物投機と価格高騰の中で穀物商社が莫大な利益を上げていると批判、世界的米不足の中日本に不必要な外国産米を押しつけるWTO、世界貿易機関について完全に時代おくれだ、人類への犯罪行為だと述べ、食料主権確立への連帯運動を呼びかけました。本市としても7月、洞爺湖サミットに向けた食、農業、温暖化に貢献できる家族農業を続けられる担い手対策などのお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

第1回の質問です。

○議長（鎌田恒彰君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 大綱1、財政問題について、①、平成20年度再生団体回避の現在の状況についてお答えさせていただきます。最初に、赤平市財政健全化計画改訂版の進捗状況についてのご

質問でございますが、昨日もご説明させていただいておりますとおり、平成19年度末における連結赤字額は財政健全化計画よりも4億2,621万円改善する見込みでありまして、連結実質赤字比率につきましても平成19年度で77.60%から68.76%に、平成20年度では39.22%から30.23%まで改善する見込みであります。したがって、現時点において本年度の予算執行が計画どおりに遂行された場合は財政再生基準の40%を9.77%下回ることとなりまして、比率計算上の分母となります標準財政規模の見込額から計算いたしますと、4億7,112万円の留保資金となっております。このほか3つの財政指標につきましても平成19年度の決算見込額が大きく影響するものではなく、計画にも記載しておりますとおり特に財政運営上問題はないと判断をいたしております。

平成19年度決算見込みは計画を大きく上回り、好転している状況ではありますが、平成20年度のスタートを切ったばかりでございます。今後特に重要な要素といたしましては、法人市民税を初めとした税収に対する景気動向の影響や、7月に確定する普通交付税、年度末に確定する特別交付税などの歳入、さらに降雪量が影響する除雪経費、原油価格高騰による物価の上昇、医療費の動向による歳出の不確定要素、そして花卉園芸振興公社や市立病院の問題などさらなる改善に向け、引き続き努力してまいらなければならないと考えております。特に本年度におきましては、決して気を緩めることなく、最後の最後まで緊張感を持って、全職員、そして市民、議会とが一丸となって取り組むことで、必ず財政再生団体入り回避を現実化できると考えているところでございます。今後も引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます。

次に、②、万一再生団体突入かのとときについてお答えさせていただきます。赤平市財政健全化計画は、財政再生団体入り回避を前提とした計画であります。今後の努力や成果によってさらに改善できる可能性を秘めており、一方では自助努力だけでは解決できない不確定要素も多分にありますことから、マ

イナス要素も懸念されるところであります。そうした意味では、先ほど申し上げた、このたびの平成19年度決算見込みが改善されたことは非常に好影響を及ぼすものでございます。しかしながら、本年度はまさに正念場の1年でありまして、手を尽くせるものはすべて手を尽くす努力が必要で、万一に対する備えはしっかりと行っておかなければなりません。

このため既にご承知のとおり、北海道市町村備荒資金組合の普通納付金の取り崩しにつきましては、本年2月に当市単独で要望書を提出させていただき、現在協議されている状況であります。また、中空知ふるさと市町村圏基金の取り崩しにつきましては、同じく本年2月に芦別市、歌志内市、上砂川町、赤平市の旧産炭地4市町で要望書を提出させていただいておりますが、現在可否等も含めまして、課題整理を行っている状況であります。いずれも取り崩しに当たりましては、自助努力を最大限行った上で、なおかつ再生団体入りするおそれがある場合に限った要望でございまして、引き続き各規約改正等に向け、協議してまいりたいと考えておりまして、一方では構成市町村に影響を与えないため、取り崩しを必要としないよう改善に向けた一層の努力を行ってまいります。

次に、透析施設の運営についてのご質問でございますが、市立病院では今年度より新規透析機器を導入の上、20台体制で透析センターとして運営しているところであります。新規建設には空知産炭地域総合発展基金を活用しており、透析機器も従来の個別透析機器から一括管理のセントラル方式に移行したことで材料費の支出軽減も図っておりますことから、建設費、人件費、経費を含めた費用と高い収益性を考慮しますと、十分採算がとれると認識しております。現在の患者数につきましては40名程度で推移しておりますが、診療単価は約2万4,000円となっており、現在の患者数でも年間で約1億5,000万円の収益が見込まれます。また、既に砂川市立病院と入院透析患者受け入れの連携体制を図っており、数名の患者受け入れを行っておりますが、経営健全化計

画におきましても透析収益は大きな影響がありますことから、今後も透析PR委員会を中心に他医療機関、介護施設等へのPRを活発に行い、新たな患者の受け入れ、収益向上に努力してまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、③、財政健全化目指す国民健康保険についてお答えさせていただきます。財政再建を図る上におきまして、国民健康保険会計の累積赤字解消も重要な課題であります。約10億円の累積赤字額を平成25年度に解消する計画であります。市の基本方針といたしまして、単年度収支では赤字を出さない、累積赤字の解消は1億5,000万円を一般会計から繰り入れするという2点を計画の柱として健全化を進めております。

ご質問にありました社会経済の情勢が悪化している状況では国保税の収納率に影響が出るのではないかと、またそのことが国の交付金の減額につながり、財政健全化計画に影響を及ぼすのではないかとこのことですが、国の交付金のペナルティー基準であります一般被保険者の現年課税分の収納率93%につきましては、本年5月末の収納率で93.78%であることから、20年度のペナルティーは回避できる見込みであります。しかしながら、国民健康保険制度も年々諸改正が行われており、収納率の低下も当然考えられますことから、不誠実な納税者に対しましては短期証や資格証明書の発行、特定滞納者の認定、あるいは差し押さえなどの強制執行の強化などにより歳入の確保と不公平感の是正に努めてまいります。また、低所得者など生活が困窮して支払いが滞っている納税者につきましては、減免措置や分割払いなどを実施し、適正な収納業務に当たるよう今後も努力してまいりたいと考えております。また、国民健康保険制度等の内容につきましては、国の動向に注視しつつ、必要に応じて市長会等を通じて要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 齊藤病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（齊藤幸英君） 大綱2、

市立赤平総合病院の再編問題について、①、国による公立病院の再編問題についてお答えいたします。昨年国が示した公立病院改革ガイドラインにつきましては、ご質問にありましたように主要な経営指標に対し、数値目標を掲げて経営の効率化を図る、地域の公立病院に中核医療を行う拠点となる基幹病院を指定し、その他の医療機関を再編成する再編ネットワーク化の推進、さらには民間の経営手法の導入を目指す経営形態の見直し、これらの3つの視点に立った公立病院改革の一体的な推進を求められています。このガイドラインに基づき、今年度内に公立病院改革プランを策定し、経営の効率化を図っていくことにより、それにより公立病院特例債発行許可の判断がなされるものと認識しております。

当市としましては、規模の縮小、経営の効率化を進める中にありましても、市民の健康を守る役割を担う市立病院を維持し、地域医療を守っていくという姿勢は今後も堅持してまいります。また、ガイドラインで示された公的医療機関が果たす役割の一つとしまして、採算性が図れない医療の提供を求めています。特に当市のような過疎地域の医療機関にとりましては都市部の病院以上に経営が厳しくなる要因にもなることから、国に対しましては過疎地域におきましても病院経営が成り立つ診療報酬の改正及び財政支援、さらには既に市長会等を通じ、医師、看護師確保について要望しておりますが、より効果が上がる対策を実施していただきたいと考えております。

次に、②、総務省再編ネットワーク化についてお答えいたします。総務省が示した公立病院改革ガイドラインの中で求められている再編ネットワーク化に基づき、道が策定した自治体病院広域化、連携構想は、全道を30の区域に分け、それぞれの区域において地域完結型の医療提供体制をつくり上げる計画となっております。この地域におきましては、砂川市立病院を基幹病院と位置づけ、赤平、芦別、歌志内の各市立病院及び奈井江町立国保病院を対象とし、広域化と連携を推進するものであります。先般滝川

保健所の呼びかけにより自治体病院等広域化、連携検討会議設立準備会が立ち上げられ、今後具体的な検討が進められていくものと思います。当市におきましては、市民各団体により構成しておりますこれからの市立赤平総合病院のあり方を考える検討会議や市民のご意見を参考としながら、市民の健康を守る医療が提供できる体制の維持を基本として、再編ネットワーク化に対応してまいります。今後さらに経営改善に取り組み、市民が安心して信頼の寄せられる医療提供体制を築き上げられるよう努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 栗山市民生活課長。

○市民生活課長（栗山滋之君） 大綱3、後期高齢者医療問題について、①、4月制度発足して今日状況について、②、保険料徴収について、③、法成立2年経過の今日、不備、不足状態について、④、原点調査は行政の基本であり、常に深い分析で対応することが大事ではないか、以上4点の質問につきましては関連性が高いことから、一括で答弁させていただきます。

本年4月より後期高齢者医療制度が開始されましたが、ご質問のとおり一部の自治体や保険者であります広域連合などにおきまして、保険料算定のミスあるいはデータ管理の不備などがあり、加入者の皆さんにはご不便をおかけした経過がありました。このようなことも含めまして、現在も国会などではこの制度の廃止あるいは制度の改正といった、さまざまな議論が交わされている状況にあります。当市におきましてもこの制度がまだまだ広く理解されていないと思われ、およそ100件程度の問い合わせがありました。幸い大きなトラブルには至ってはおりません。

次に、保険料に関するお答えですが、当初国は後期高齢者医療制度による保険料は国保加入時よりも下がる人が多くなるとの報道がありました。しかしながら、各自治体の国保の保険料は格差があり、また保険料算定の一つであります資産割につきまして

も資産割を算定している自治体としていない自治体がありますので、比較方法により数値は変わるものと思われま

す。また、保険料の推移であります。厚労省では今後もしばらくは医療費が伸びるとの予測をしておりますので、団塊の世代に限らず保険料は上がると思われま

す。ただし、今後税体系などが変わっていくことも想定されますので、保険料の改定幅につきましてはどの程度に落ちつくのか、その判断は難しいものと考えております。

それから、市町村の窓口では国の言い分をそのまま加入者の皆さんに説明してははいないかのご指摘であります。市の窓口では相談がありました皆さん1件1件の所得状況などから保険料を算定し、お知らせをしておりますので、ご理解願いたいと思

います。さらに、保険料の徴収におきまして、大半の加入者が公的年金より引き去りが行われておりますが、この手続を行う際には広域連合、市町村、そして社会保険庁や、銀行などと連携し、実施しており、事務手続上の時間差が生じることによる一例といたしまして、死亡された方からの保険料徴収などのケースが発生することもあります。当然その後の対応は適切に行っておりますので、重ねてご理解をお願いいたします。

次に、データ管理の不備についてであります。一部自治体や広域連合の間では保険料の算定ミスや資格の管理が不適正であったなど、加入者に対してご不便をおかけしたケースがあったとの報告を受けております。当市におきましては現在まで大きなミスなどはありませんが、今後もしっかりとしたチェックを働かせ、加入者の皆さんにはご不便をおかけしないよう心がけていきたいと考えております。

また、この制度に関しまして、高齢者が安心して医療にかかれるよう行政はこの制度内容や仕組みについて

の研修や分析を行うべきではないかのご意見ですが、現在国会などの状況を見ますと、これから内容等の改正が行われる気配が強く、国で決定し

たことは正確に市民の皆さんに伝えていけるよう日ごろより職員の質の向上と情報収集の強化などに努めてまいります。最後になりますが、今日の状況から、この制度は中止あるいは見直しを行うべきであるのご意見ですが、基本的にこの制度は国策であることから、市といたしましては現状を見守る立場であり、決定されたことを実施する立場にあります。ただし、今後制度内容の不備などがありましたら、市長会などを通じて意見や要望をしていくことは考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） 實吉介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（實吉俊介君） 大綱4、介護制度問題について、①、介護給付の異常な抑制についてお答えさせていただきます。平成12年度よりスタートいたしました介護保険制度は、平成18年度、19年度に一部を改正し、現在に至っております。その間高齢者の増加に伴い、介護認定者数及び居宅介護、施設介護ともに増加し、その介護度の平均も徐々に上がってきております。

介護保険給付額の抑制のため政府は3つの試案を検討しており、要介護2以下の方に影響を及ぼす改正となれば、本市としても利用者の暮らしは深刻な状態になるのではないかと考えられました。ご質問でございますが、現在要支援並びに要介護1、2の方につきましては19年度末現在432名と介護認定者数全体の58.1%に上り、今後も増加の傾向が見込まれます。当該要支援、要介護者の方々について自己負担額がふえることになれば、少なからず日常生活への影響が出てくることと考えられます。一部ではニュースとして報道されておりますが、しかし現在議員からご質問されました国の試案にかかわる情報提供並びに意向調査などは全くなく、当面は実施されないであろうと推察しております。また、本年は第4期介護保険事業計画を策定する年となっております。そのサービス事業量及び保険給付額について3カ年分の事業計画を見込み、積算することとなっております。そこで、例年以上に国、道の動向には細心の注

意を払いながら、市民の皆様には混乱の起こらぬよう適正な介護保険サービスの提供と保険給付を進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

大綱4、介護制度問題について、②、行き過ぎたヘルパーなど雇用抑制についてのお答えをさせていただきます。介護報酬の改定に伴う労働環境の悪化とともに、介護基盤人材確保助成事業の予算大幅削減を受けて、当市でも介護ヘルパーの労働条件悪化による人材不足を来してはいないか、ここから介護サービスの低下にはつながっていないかと言われましたご質問の趣旨ですが、平成19年度の市内ヘルパー稼働数は1万1,238件であり、1日当たり30件以上の稼働となっております。確かにある事業所では勤務シフトに余裕を持たせるためという理由で一、二名の新規雇用を希望している事業所もございますが、これは正職員としてではなく、パート勤務として雇用したいため、そのなり手がなかなか見つからないというお話も一部では聞いております。よって、現在市内のヘルパーを抱える2つの訪問介護事業所につきましてはヘルパーの不足を申し出ているところはなく、市内ヘルパーの総数24名にて充足している状況と思われま。また、他市の訪問介護事業所をご希望され、利用している方もいらっしゃいますが、これらの事業所につきましてもヘルパーの体制について不足しているという情報は入っておりません。

したがいまして、当市では現段階でこの件に起因する介護サービスの低下や抑制につながることはないと判断しております。しかしながら、新聞報道等に見られます一時期のヘルパー資格者の急増を受け、サービスの質の低下、賃金抑制に伴う労働環境の悪化、人材確保に対する助成制度の予算削減などにより、これから将来に向けてどのような状況を招くか、地方においてどのような不均衡が生じるのか、予断を許さないところではあります。つきましては、今後とも国、道、また近隣市町村の状況を十分踏まえ、適正なる第4期介護保険事業計画を策定し、

適切なるサービスの提供を心がけてまいりたいと存じますので、何とぞご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、議員のご質問の最後にありましたヘルパー関連の資料につきましては、後ほど別紙にてお手元にご提出させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 栗山市民生活課長。

○市民生活課長（栗山滋之君） 大綱5、ごみ問題について、①、広域焼却施設の今後について、②、将来歳出増の広域組合焼却施設から単独で焼却施設を考える必要性について、③、自治体単独ごみ焼却施設について、以上関連性がありますので、一括して答弁させていただきます。

最初に、株式会社エコバレー歌志内との契約概要であります。5年ごとに処理料金の決定も含め、赤平市が加入している中空知衛生施設組合、深川市を中心とする北空知衛生センター組合、そして砂川市を中心とする砂川地区保健衛生組合の3組合が同会社と契約を締結しております。平成20年度は、契約更新の年でありましたが、同会社より赤字を理由に委託料の見直しの要望があり、昨年10月より3組合との交渉が始まり、処理料金などの合意を経て、本年3月に5年間の契約を締結したところであります。この交渉の過程におきまして、株式会社エコバレー歌志内では、民間企業の宿命でもあります採算性がとれない場合は撤退したいとの意向も示されましたが、3組合からは責任ある企業のあり方や、もっと企業努力を行うべきであるなどの意見を述べて契約に至っております。このことから5年間は、よほど大きな事態が発生しない限りは、燃やせるごみの焼却施設として継続利用が可能であると考えておりますが、次の契約の際には引き続き現在契約している内容で更新できるのかは不透明であります。

次に、今後の焼却施設の選択の考え方についてですが、燃やせるごみの処理につきましては、現在行っています一部事務組合での共同処理を基本に考え

ております。このことは、共同で行うことによる経費の節減と、中空知及び北空知とのこれまでの結びつきや経緯などを考え合わせますと、参加市町村の数が減少することによる弊害も予測されることから、基本的には共同処理が適切であると判断しております。しかしながら、将来的に処理料金が大きく値上がりする要素も考えていく必要もあり、その場合には市の負担はもとより市民の皆さんの負担も重くなることが予測され、中空知衛生施設組合では焼却施設に関する実務者会議を設置し、将来の燃やせるごみに係る処理の効率化と経費の削減について検討していく考えであります。

また、生ごみの再利用を広く実践し、経費の節減を図ることについてですが、現在中空知衛生施設組合におきましては堆肥化と電気発電などによる効率的な生ごみの再利用を行っていますが、ほかの地域ではさらなる先端技術による、より効果的なごみの再利用を実践している施設もあると聞いておりますので、今後とも同組合を中心としてさまざまな情報収集と研究や話し合いを進め、生ごみを含めたごみの有効利用を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱6、食と農業と温暖化について、①、安全食料と農業基盤安定について、②、地産地消が地球を冷やすという食健連の国際フォーラムについてを一括答弁させていただきます。

食生活は、国民の健康な生活の基礎をなす重要なものであり、近年食品の安全に対する国民の関心もますます高まっております。当市の各農家においては、安心して安全な減農薬の米づくりに積極的に取り組んでおり、農薬の使用回数を減らすなど工夫し、平成20年度米の作付ランキングについては上位に位置し、売れる米づくりを課題として、高品質米への向上を目標として取り組んでおります。しかしながら、国内の食料自給率においては39%まで低下し、国の食料の約60%を海外に依存している状況にあり

ます。また、当市の農業は水稻が主体であり、その販売高に占める割合も約80%になっており、近年は国の政策事業として水田、畑作経営安定対策や米の生産調整制度により転作作物の振興など農業経営の支援を行っています。

また、食健連主催の地産地消が地球を冷やすという国際フォーラムが東京都内で行われ、消費から地産地消などへの転換をと呼びかけがありました。当市といたしましても、この現代社会においては多くの食べ物を輸送しており、輸送エネルギーの環境負荷の面からも地産地消を推進する必要があると考えます。

また、当市の農業経営の現状であります。就業人口のうち60歳以上の方が占める割合は60%を占めており、農業者の高齢化と後継者不足により今後耕作放棄地がふえることも考えられることから、今現在の農業現状では厳しいものと考えております。その一方では、昨年12月に市内の20代の若手農業者4名によりYネットあかびらが設立され、赤平市の農業の担い手としても農業振興並びに農地継承に大きな期待をしているところであります。さらに、当市の地域の協働活動により農用地や農業用水などの良好な保全を図るため、中山間地域等直接支払い制度や農地・水・環境保全向上対策事業の支援を行っており、農地の荒廃防止や担い手対策に努めているところでもあります。いずれにいたしましても、持続可能な多面的な支援を求め、全国市長会としても農業の持続的な発展と長期的な安定を図るための農業振興策についての要望をしているところであります。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） [登壇] ただいまいろいろとご答弁いただきました。ありがとうございます。昨日来の答弁によっても考えの趣旨を認識いたしましたが、平成20年度は再生団体回避の正念場だということです。必要な措置をとると同時に、国や道に対しても必要な要望を勇気を持って市民の命を守るために伝えていただきたいと要望して、質問を終わ

りたいと思います。

○議長（鎌田恒彰君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第4 議案第113号赤平市税条例の一部改正について、日程第5 議案第114号赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の制定についてを一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、林喜代子さん。

○総務文教常任委員長（林喜代子君） [登壇]
審査報告を申し上げます。

平成20年6月10日に総務文教常任委員会に付託されました議案第113号赤平市税条例の一部改正について、議案第114号赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の制定について、以上2案件につきまして、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成20年6月11日、委員会を招集して審査いたしました。

委員会の決定は、可決であります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（鎌田恒彰君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） ただいま委員長から報告ありましたが、議案第113号及び議案第114号につきましての審議内容、どういうものであったのかお聞きしたいと思います。

○議長（鎌田恒彰君） 総務文教常任委員長、林喜代子さん。

○総務文教常任委員長（林喜代子君） [登壇]
ただいまの宍戸議員の質問に対し、お答えいたします。

議案第113号赤平市税条例の一部改正については、特別徴収が年金からの引き去りということに対し、納税者のメリットとして、直接窓口や金融機関に出向かなくても年金から自動的に引き去りされるので納める手間が要らない、また今まで普通徴収ということで年4回の分割払いで、口座振替にたく

ても年金の月しか納められないということで口座振替できなかったが、特別徴収では年金は年6回でメリットがあるという説明に対し、最近の社会情勢を考えると、メリットは集める側にあるのではないかと、納める側の市民にとっては天引きのほかに窓口での支払いとか選択できたほうがいいのではないかと意見がありました。また、公平、公正な税の取り扱いの点から、国の年金問題で取り組みが不十分なために、くれるものはくれないで取るとき取るという感情論があると、市民の感情が残るというのも理解してほしい、このような意見も交わされ、慎重に審議されました。

議案第114号赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の制定については、PRの方法について質問、意見が出されました。ふるさと納税を意識して各自治体がつくり始めるので、横並びで同じような施策であると寄附が集まらないのではないかと、市民から政策メニューを募ってはどうか、運用面に関して市民とのかかわり合いの協議の場はないのかとの質問が出されました。また、一市民一市外で協力を要請するべきではないかと、パンフレットを1人1枚市外の人に送る、ただし郵送料は個人負担でお願いするとか検討していただきたい、さらに一番期待できるのは東京赤平会で、会員名簿を利用するとか、市内同窓会などダイレクトに訴えたほうが効果がある、市民一人一人がセールスマンになって身内等に協力し、発信してもらおうというシステムをつくるとか、PRをしてほしいとの意見もあり、審議いたしました。

ご理解のほどよろしく願います。

○議長（鎌田恒彰君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第113号、第114号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告どおり決定されました。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第6 議案第115号赤平市国民健康保険条例の一部改正について、日程第7 議案第116号赤平市介護サービス事業条例の一部改正について、日程第8 議案第117号赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。社会経済常任委員長、宍戸忠君。

○社会経済常任委員長(宍戸忠君) [登壇] 審査報告を申し上げます。

平成20年6月10日に社会経済常任委員会に付託されました議案第115号赤平市国民健康保険条例の一部改正について、議案第116号赤平市介護サービス事業条例の一部改正について、議案第117号赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正について、以上の3件について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成20年6月11日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、議案第115号及び議案第117号の2件については賛成多数をもって、また議案第116号については全員一致をもって、原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(鎌田恒彰君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。宍戸忠君。

○4番(宍戸忠君) [登壇] 議案第117号赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正について、日本共産党赤平市議会議員として反対の討論をいたします。

この条例は、北海道建設部手数料条例の一部改正による現行の建築確認申請手数料などを見直すもので、大部分は引き上げになるものです。1、建築基準法改正、07年6月で審査基準厳格化、添付書類、項目の増加、構造計算書などが増加によって引き上げとなっているもの、2、開発行為許可申請手数料は現地確認旅費の増額などによるもの、3、他府県で設定しているところと、していないところがあることです。建築確認審査の厳格化による手数料引き上げは一定の根拠があるものですが、道民、市民にとって負担増となつてはね返るものであり、今回の手数料見直しは公平性の観点と称して2,000平方メートル以上の5件の手数料引き下げを新設、別表第1(第2条第1項関係)、建築物に関する確認申請または計画通知手数料の項を見る限りでは100から200平方以内は1万9,000円が2万7,000円に、1万から2万平方メートル以内は38万円を、比較すると、100倍の270万円になるものであり、大きく公平性に欠けるものとなっています。

よって、ご賛同のほどお願いして討論といたします。

○議長(鎌田恒彰君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第115号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告どおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鎌田恒彰君) 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告どおり決定されました。

次に、議案第116号赤平市介護サービス事業条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告どおり決定されました。

次に、議案第117号赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鎌田恒彰君) 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告どおり決定されました。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第9 議案第118号平成20年度赤平市一般会計補正予算、日程第10 議案第119号平成20年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) [登壇] 議案第118号平成20年度赤平市一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,962万7,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億9,002万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。2ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目4総務費国庫補助金、節1選挙費国庫補助金として5万3,000円の増額であります。来年度に導入が予定されております裁判員制度に対応するため既存住民基本台帳電算処理システム改修に要する経費と同額を補正するものであります。

次に、款14道支出金、項2道補助金、目1民生費道補助金、節1社会福祉費道補助金の障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業として168万円の増額であります。自己負担率の改正に伴うシステム改修経費やケアホームの重度障害者支援体制強化事業に要する経費と同額を補正するものであります。

次に、款15財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入として12万円の増額であります。宮下町3丁目1番の豊里工業団地広場の一部を用途廃止の上普通財産とし、当市の介護保険事業に寄与されております、隣接するグループホームのぞみの家の駐車場用地として貸し付けるものであります。

同じく項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入として25万円の増額であります。大町4丁目の市有地108平米を隣接する土地所有者に売却するものであります。

次に、3ページをお願いいたします。款16寄附金、項1寄附金、目3社会福祉事業寄附金として2万9,000円を増額するものであります。

同じく目5ふるさとガンバレ応援寄附金であります。このたび先ほど議決いただきました赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例に基づき、科目を新設するものであります。

次に、款18繰越金として849万4,000円の増額であります。今回の補正額の歳入歳出不足額に対し、

平成19年度決算剰余金の一部を充てるものであります。

次に、款19諸収入、項5雑入、目1空知産炭地域総合発展基金助成金収入、節3空知産炭地域新産業創造等事業助成金収入として8,870万円の増額であります。平成20年度第1回事業審査会及び総会にてご承認をいただきました市内2企業に対する助成金であります。

同じく目2雑入、節18健康づくり推進事業助成金収入として30万円の増額であります。生活習慣病予防費として講師謝礼やパンフレット等に要する経費を北海道健康づくり財団から助成を受けるものであります。

次に、4ページをお願いいたします。歳出であります。款1議会費として337万5,000円の減額であります。議員報酬の削減率につきまして、平成19年度の15%を平成20年度は22%にしたことにより人件費を減額するものであります。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目4文書広報費、節11需用費として10万3,000円の減額であります。健康カレンダーの印刷を自前で行い、経費の節減に努めるものであります。

同じく目7財産管理費として40万1,000円の増額であります。歳入でご説明した市有地の貸し付け及び売却に伴い、鑑定手数料と分筆測量委託料に要する経費を計上するものであります。

同じく目9企画費として総額14万8,000円の増額であります。新たな赤平市長期総合計画の策定に係る市民アンケートの実施について、職員数の減少により今回は郵送により対応するためこれらに要する経費を計上するものであります。

同じく目14地方振興費として1万3,000円の増額であります。ふるさとガンバレ応援寄附条例の制定による寄附者に対する振り込み用紙及び受領証の郵送料とあかびらガンバレ応援基金の積立金を計上するものであります。

同じく目15市民生活費として2万9,000円の増額であります。勤労青少年ホームの休止に伴い、消

費生活相談業務を委託している消費者協会が市役所地下に移転したことから、委託業務遂行のための電話料を計上するものであります。

同じく項2徴税费、目2賦課徴収費、節23償還金利子及び割引料の過誤納還付金として1,000万円の増額であります。平成19年に所得が減り、所得税が課税されなくなった方で税源移譲により所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、申告により既に納付済みの住民税額から税源移譲により増額となった住民税相当額を還付しなければならないことから、その所要見込額を計上するものであります。

同じく項4選挙費、目1選挙管理委員会費、節13委託料の既存住民基本台帳電算処理システム改修として5万3,000円の増額につきましては、歳入でご説明申し上げたとおりであります。

次に、6ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節25積立金として32万9,000円の増額であります。歳入でご説明申し上げた寄附金と前年度の3月補正後に受けた寄附金の30万円を社会福祉事業振興基金に積み立てるものであります。

同じく目2障害者福祉費の168万円の増額につきましては、歳入でご説明申し上げたとおりであります。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節7賃金として76万2,000円の増額であります。早期退職者による職員1名減を臨時職員で対応するものであります。

同じく節13委託料の妊婦健康診査として54万5,000円の増額であります。平成20年度からの市立病院の産婦人科の休止による影響等を勘案し、妊婦健康診査に要する公費負担の回数を現行の2回から5回に変更するものであります。

同じく目2生活習慣病予防費の30万円の増額につきましては、歳入でご説明申し上げたとおりであります。

次に、款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費の8,870万円の増額につきましても歳入でご説明申し上げたとおりであります。

次に、款10教育費、項6保健体育費、目6市民プール費、節15工事請負費として14万5,000円の増額であります。水道管の漏水発生に伴う修繕に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第119号平成20年度赤平市病院事業会計補正予算（第2号）につきましても、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成20年度赤平市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額3,927万7,000円は、当年度損益勘定留保資金3,927万7,000円で補てんいたします。

第3条、予算第8条として次の事項を加えます。

企業債といたしまして、第8条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定めます。起債の目的といたしましては、医師等住宅改修事業として、限度額を1,760万円と定めます。起債の方法、利率及び償還方法につきましては記載のとおりであります。

収入の第1款資本的収入の補正予定額は、第4項企業債1,760万円、第5項空知産炭地域基盤整備事業助成金収入といたしまして5,280万円を増額し、収入総額1億6,934万3,000円といたします。

次に、支出といたしまして、第1款資本的支出の補正予定額は、第1項建設改良費として7,040万円を増額し、支出総額2億862万円といたします。この補正の内容につきましては、現有の医師等住宅の老朽化が著しいため、医師確保を図るためにも住環境整備に急を要するとの判断から、昭和60年及び61年に建設しております1棟4戸入り集合住宅2棟の外壁、屋根等の断熱及び内部の大規模改修を行い、事業費の4分の3に空知産炭地域基盤整備事業助成金、残る4分の1に企業債を見込み、住環境の向上

を図るものであります。

次に、2ページをお願いいたします。平成20年度赤平市病院事業会計予算実施計画について申し上げます。資本的収入及び支出の収入であります。第1款資本的収入、項4企業債、目1医師等住宅改修事業債1,760万円を補正し、項5空知産炭地域基盤整備事業助成金収入として5,280万円を補正いたします。

次に、支出であります。款1資本的支出、項1建設改良費、目2医師等住宅改修事業として工事請負費7,040万円を補正するものであります。

次に、3ページは資金計画書であります。説明を省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。平成20年度赤平市病院事業貸借対照表であります。5ページの5、剰余金、(2)、欠損金に記載のとおり、当年度の純利益は当初予算と変わらず、9,014万9,000円を見込むものであります。

以上、議案第118号から第119号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。若山武信君。

○2番（若山武信君） 補正予算書の2ページの宮下町の貸地料のことについて、これ12万ということですが、民間でしたらこんな安い金額にはならないような気がするのですが、工業用地とか、一般の土地とか、それからその地域の地価によっても違うと思いますが、これはどのような基準でこのような金額に決まったのか。

それから、もう一点、実は売ったほうがもっともわかるのではないかなと思いますが、当時売却の話がここにあったのかどうか。それから、将来的に売却するとしたら、この地価としては、坪当たり単価としてはどのぐらいに想定されるのか。

それから、もう一点であります。実は町内でちょっとした売却に関してトラブルございまして、それは緑地ということになっているものですから、当

時古いきさつ私もわかりませんが、緑地を売らないということで設定されているというような話も聞いておりますし、あそこに児童公園ではございませんけれども、遊具が設置されているのです。ですから、私は児童公園としての条例に反するようなことではないと思うのですが、今後例えば売却なども含めたときに、この遊具を撤去することにはなるのではないかと思いますけれども、そういうことでいろんな問題が発生してくるのではないかと思います。このことについて条例的な問題はないと思っておりますけれども、ここで質問いたしまして、私も確認しておきたいと思っております。

3点についてよろしく願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） 町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） まず、ご質問の貸付料の算定方法について説明させていただきます。赤平市公有財産規則第27条に定められておまして、公有財産台帳登録価格に算定率であります100分の5を乗じて得た額を1年間の貸付料としております。このたびの貸付条件は、貸付面積が1,980平方メートルの見込みということで、台帳登録価格が1,458円でありますことから、この計算式に当てはめると、年間14万4,342円となりまして、さらに本年度の貸付期間を10カ月と見込みまして、12分の10を乗じますと12万285円となり、今般予算計上させていただいたものであります。なお、売却につきましては、今後具体的にそういうお話があれば、そのお話を伺いながら、その条件について検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田恒彰君） 熊谷建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 豊里工業団地内にあります豊里工業団地緑地につきましては、工業団地造成時に設けられたものですが、その付近に豊里炭鉱時の坑道があったことなどのため建築物が設けられないということで残った緑地であると思っております。平成8年ごろ地域の要望等があり、平成9年、8年にかけてなのですが、遊具等を区域の中の一部に設置し

ております。その公園の位置づけについては、都市計画法による都市施設として位置づけられたものではなく、また都市公園法等によっても管理されている緑地でございませぬ。当然赤平市都市公園条例においても定められたものではございませぬ。

以上でございます。

○議長（鎌田恒彰君） 宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） 議案第119号の病院事業会計補正予算の関連でお伺いしたいと思います。

北海道新聞で6日、8日、2回にわたって、当時建設業協会会長さん、談合拒否業者は排除という記事が連載されました。これは赤平ではないのかという話も随分あるのですが、これらについて調査して、議会に報告いただければなと思っておりますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鎌田恒彰君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 新聞報道を私も承知しておりますが、それはうわさの話かもしれませんので、それを市が今の段階で、何か市の情報があれば別として、今の段階では調査するという時点ではないような気がいたします。

○議長（鎌田恒彰君） 宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） もしも市の関係直接はないにしても、これは開発局からJV情報があったかというふうに出ています。問題が市内関係することであれば、今後の市の指名業者等々関連があるのではないかとこの観点で調査が必要ではないかなというふうに思うのですが、これでも関係ないというならいいですが、市長にもう一回お話を伺いたい。

○議長（鎌田恒彰君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 少し状況の経過を見させていただきたいと思っております。

○議長（鎌田恒彰君） 五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君） 3ページの款19諸収入、項5雑入の目1の空知産炭地域総合発展基金の助成金のところで、新産業で2社使われていくということですが、これも、この基金の残高と、あわせて給付金の残高がどのぐらいになっているのか伺いたい

と思います。

それと同時に、もう一点は7ページです。款4衛生費、項1の保健衛生費の節13委託料の妊婦健診の54万5,000円の中の説明で、対象人数がちょっと示されなかったものですから、どのぐらいの対象人数なのか、全体の人数を教えてくださいたいと思います。

○議長（鎌田恒彰君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 今の空知発展基金のお話でしたけれども、残高というお話ではなく、仮に産炭地域、空知管内で割り振った場合に、残高の基金総額を割り振った場合の金額から申しますと、旧基金におきましては昨年が2億円ほど、そして今年度が現在8,000万円ほどということになりますので、5億2,000万程度の金額があるというふうになってまいります。

○議長（鎌田恒彰君） 實吉介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（實吉俊介君） 妊婦健診の該当者の件でございますが、さきの予算委員会のときには65件という年間の妊婦さんの数を示させていただきましたが、今回の補正に当たりまして一部予算化されている部分がありますのと、もう一つ経過で19年度から申請されているような方がいらっしゃいますから、そういう方が途中から、3回目に来るとか、4回目に来るとか、そういうところから該当になるという部分もひっくるめまして、2回目の診査については対象者が65名、3回目の健診につきましては71名、4回目の健診につきましては14名、5回目につきましてはほぼ定員の84名という形で、健診の回数によって妊婦さんの人数が変わっていくということをご理解いただきたいと思います。

○1番（五十嵐美知君） わかりました。

○議長（鎌田恒彰君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第118号、第119号については、会議規則第36

条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第118号、第119号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第118号、第119号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第11 議案第120号財産の処分についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第120号財産の処分につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

生活協同組合コープさっぽろより進出のお話があり、当市におきましても中心市街地の活性化や商業の振興として誘致を進めたいことから、旧赤平小学校の土地の利用について協議してまいりましたが、今般合意を得、旧赤平小学校の土地を生活協同組合コープさっぽろの子会社でありますシーズ協同不動産株式会社へ売却するものであります。この土地の処分につきましては、売却予定価格が2,000万円以上となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記の財産について議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、売り払う財産、旧赤平小学校に係る土地、種類は土地、所在地は赤平市大町3丁目1番3及び5でございます。種目は宅地、数量は1万4,863.79平方メートルでございます。

2、売却価格1億1,030万8,790円。

3、契約の相手、札幌市西区発寒11条5丁目10番1号、シーズ協同不動産株式会社代表取締役、前川和廣であります。

なお、同社の売却につきましては文部科学省の認可がおりてからとしており、売却価格につきましては鑑定をいただきました単価、坪3万2,000円より算出した額から建物の除却費用等を控除し、算定した額といたしております。参考といたしまして、位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） ただいま提案がありました議案第120号の財産の処分につきまして、処分する予定の遊休教育施設は災害時一時避難場所と思います。それについてどういうふうに考えているのか、1つ思います。

2つ目には、商工会議所や市民の意向、声、どんな声があったのか、こういうこともお聞きしたいと思います。

3つ目には、赤間地区や休館中の文化会館跡地など、そういうところの検討をしてみたのかどうかと。

この点3つについてお伺いします。

○議長（鎌田恒彰君） 浅水副市長。

○副市長（浅水忠男君） 1点目の避難場所になっているかということですが、昨年閉校いたしました以降避難場所から外しております。

市民の声だとか、商工会議所の声だとか、いろいろあるかというお話でありますけれども、確かにコープさっぽろは多種多様な商品を扱っておりますので、既存の商店街との競合という問題もあるのではないかという話もたしかありました。しかし、現在

の中心市街地を見ますと、大変寂しい状態でありまして、近隣市における郊外の大型店というのはやはり赤平市民の生活圏の中に入っておりますから、そういう面では中心街がさらに空洞化になってしまうというような状況から、市といたしましては商工会議所とも十分協議をさせていただきました。商工会議所としても、このように大型店が来ることによって、今回のコープさっぽろさんの組合員というのは赤平市民はもちろんのこと、歌志内、芦別さんにもたくさんいるという状況の中で、恐らく赤平店が開店すれば、そういう赤平市外の方々も相当お客さんとして来ると。そういう面では、今の商店街が活性化するチャンスであるし、大いにビジネスチャンスとして有効ではないのかというような商工会議所も判断をしております、ぜひ市といたしましても商工会議所を中心に、このコープさっぽろさんが核になって、その核を何とか地元の商店街が経営の戦略を十分立てていただいて、会議所とともに何とか商店街を活性化していただければなというふうに思っていますし、これらについても協力できるのであれば、市としてもぜひ協力してまいりたいというふうに思っております。

それから、3点目は文化会館ですが、今のところ跡地をどうするかということは今まだ検討しておりません。

○4番（宍戸忠君） 交渉の時点で市のほうでは赤間地区の一定の地域とか、赤間地域とか、文化会館のあの地域、あの辺も目標になっていなかったのかと。

（何事か言う者あり）

○副市長（浅水忠男君） ほかの場所は検討しなかったことでありませんけれども、これから徐々に利用価値が高まるように市としても検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（鎌田恒彰君） 宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） ちょっともう一度ただします。生協の進出に当たって矢面に立ったのは小学校跡地だ。これはこれでいいのです。矢面に立った、一番

これはこれでいいのですが、市としてもこっちにもありますよとか、あいてあるよというような話なかったのかと、それでいいのです。それだけの話です。

○議長（鎌田恒彰君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） お話ありがとうございました。かなり広い土地を求めていました。本当はもっと広いという話もありましたが、私どもは中心市街地が疲弊化しておりますので、あの土地を何とかということで、市としてはほかの土地も紹介をいたしました。市としてはここが一番いいのではないかとということで、パイパス等の開通も恐らく年度内見込まれますので、私どもはそうした危機感もありますので、やはり商店街、中心市街地に立地をいただきたいということ、市としてはほかの土地も紹介しましたが、中心商店街ということで希望して、紹介をしたということでございます。

○議長（鎌田恒彰君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第120号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第12 議案第121号平成20年度赤平市一般会計補正予算を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第121号平成20年度赤平市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億748万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,751万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当

該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款15財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入として1億748万2,000円の増額であります。大町3丁目1番の旧赤平小学校跡地1万4,863.79平米を生活協同組合コープさっぽろの子会社であるシーズ協同不動産株式会社に売却するものであります。売却予定価格は1億1,030万8,000円、平米当たり9,697円となります。建物解体、撤去に要する経費をシーズ協同不動産株式会社が負担することから、それに係る経費を差し引き、売却するものであります。

次に、2ページをお願いいたします。歳出であります。款2総務費、項1総務管理費、目7財産管理費、節12役務費の鑑定手数料として5万円の増額であります。先ほど申し上げた売却価格算定に要する経費として計上するものであります。

次に、款10教育費、項4中学校費、目1学校管理費、節15工事請負費として379万1,000円の増額であります。旧赤平小学校敷地内に埋設されております中央中学校への給水管布設がえ工事費を計上するものであります。

次に、款14予備費、項1予備費、目1予備費として1億364万1,000円の増額であります。このたびの補正による歳入歳出の差引額を形式的に増額計上するものであります。

以上、議案第121号平成20年度赤平市一般会計補正予算につきましてご提案申し上げますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。北市勲君。

○6番（北市勲君） ただいまの財産収入につきまして、たしか教育施設の用途変更につきましては残る補助金の不足分を教育振興資金として蓄えなければならないとなっていますけれども、きょうのこの説明ではその部分がないのですが、それを説明して

いただきたいと思います。

○議長（鎌田恒彰君） 相原教育課長。

○教育課長（相原弘幸君） 補正予算云々という前に、先ほどの企画財政課長の説明にありましたようにまだ建てたときの補助金の残債が残っておりますことから文科省の縛りがあります。それで、財産処分の申請を今上げている最中でありまして、まだ認可はおりてございません。おりて決定となる、契約というふうになりますので、おりた後にそういった話が出てくると思しますので、よろしく願います。

○6番（北市勲君） わかりました。結構です。

○議長（鎌田恒彰君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第121号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後1時35分 再開）

○議長（鎌田恒彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（鎌田恒彰君） ただいま総務文教常任委員会、林委員長から議案第120号財産の処分について、議案第121号平成20年度赤平市一般会計補正予算の2件の審査報告書が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに審議することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第120号財産の処分について、議案第121号平成20年度赤平市一般会計補正予算を日程に追加し、直ちに審議することに決しました。

○議長（鎌田恒彰君） 追加日程第1 議案第120号財産の処分について、追加日程第2 議案第121号平成20年度赤平市一般会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、林喜代子さん。

○総務文教常任委員長（林喜代子君）〔登壇〕
審査報告を申し上げます。

先ほど総務文教常任委員会に付託されました議案第120号財産の処分について、議案第121号平成20年度赤平市一般会計補正予算、以上2案件につきまして、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成20年6月13日、委員会を招集して審査いたしました。

委員会の決定は、可決であります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（鎌田恒彰君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第120号、第121号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定いたしました。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第13 議案第122号農業委員の推薦についてを議題といたします。

なお、本案については、地方自治法第117条の規定により、谷田部芳征君の退席を求めます。

(谷田部議員退席)

○議長(鎌田恒彰君) 本案に関する提案理由の説明を求めます。獅畑輝明君。

○9番(獅畑輝明君) [登壇] ただいま議題となりました議案第122号農業委員の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成19年第1回赤平市議会臨時会において、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、推薦をし、選出されておりました委員の任期が本年7月19日をもって満了するため、市長からその後任委員の推薦依頼がございましたので、お手元に配付の議案に記載のとおり、谷田部芳征氏を推薦しようとするものであります。

以上が本案の提案の趣旨でございますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(鎌田恒彰君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第122号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第122号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第122号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり推薦されました。

(谷田部議員入場)

○議長(鎌田恒彰君) 日程第14 調査第6号遊休教育施設の活用についてを議題といたします。

本件に関して総務文教常任委員長より閉会中継続審査の申し出があります。その理由について説明を求めます。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 説明省略の声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり調査第6号については閉会中継続審査に付することに決しました。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第15 意見書案第37号 2009年度国家予算編成における義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書、日程第16 意見書案第38号地方財政の充実・強化を求める意見書、日程第17 意見書案第39号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書、日程第18 意見書案第40号「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書、日程第19 意見書案第41号子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書、日程第20 意見書案第42号携帯電話リサイクルの推進を求める意見書、日程第21 意見書案第43号日本映画への字幕付与を求める意見書、日程第22 意見書案第44号国による公的森林整備の推進と国有林野

事業の健全化を求める意見書、日程第23 意見書案第45号勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する意見書、日程第24 意見書案第46号温室効果ガス削減第一期目標達成と中期目標設定に関する意見書、日程第25 意見書案第47号3年後のアナログ放送停止に関する意見書を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。獅畑輝明君。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号、第47号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、意見書案第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号、第47号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第26 請願、陳情に関する閉会中審査の議決についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中において受理した請願、陳情については、別紙配付のとおり各常任委員会及び特別委員会、議会運営委員会にそれぞれ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中受理した請願、陳情については、各常任委員会及び特別委員会、議会運営委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第27 閉会中継続審査の議決について。

各委員長から委員会において審査中の事件につき、会議規則第101条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(鎌田恒彰君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成20年赤平市議会第2回定例会を閉会いたします。

(午後 1時50分 閉会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)